

# 申請期限は2月28日(月)まで！子育て世帯を支援！ 伊奈庁舎子ども課（内線4202） 各種給付金の申請はお済みですか？

●高校生のお子さんがある方・公務員の方は申請必要！

現金10万円を一括給付！

## 「令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付」

新型コロナウイルス感染症が長期化し、影響を受けている子育て世帯の支援を行うため、臨時特別の一時金を支給しています。  
※市から、令和3年9月分の児童手当を受給されている方は、申請不要で「令和3年12月24日」に支給を行いました。

### ■対象児童

令和3年9月分児童手当  
(本則給付)の支給対象の  
児童

令和4年3月31日まで  
に生まれた児童手当(本  
則給付)の支給対象児童

父母がつくばみらい市に住んでいる、令和3年9月30日  
時点で高校生相当の年齢の児童  
(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童)

※令和4年3月31日(木)までに生まれた児童は、つくばみらい市で児童手当の申請を行った場合、申請不要です。  
(公務員の方は申請が必要です)

### ■申請方法

窓口または郵送で、申請書・必要書類を提出してください。

### ■支給対象者および所得制限

○対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方

○給付金には所得制限があり、令和3年度の所得が児童手当(本則給付)相当額の方

### 【問い合わせ先】

○給付金に関する疑問・支給要件などに関すること

内閣府 子育て世帯への臨時特別給付コールセンター ☎0120-526-145 ※午前9時～午後5時(土・日・祝日を含む)

○自身の給付金申請に関すること

伊奈庁舎子ども課 子育て世帯への臨時特別給付担当(内線4202) ※午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

●全員申請必要！

## 「低所得の子育て世帯」の給付金

児童一人当たり一律5万円を給付！

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、「低所得の子育て世帯」に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を支給しています。

### ■「ひとり親世帯の方」の支給要件

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

または

②公的年金など(※1)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(※2)

※1 公的年金などとは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などを言います。

※2 公的年金などの受給額を含み、令和元年中の収入が児童扶養手当支給制限限度額を下回る方。

### ■「ひとり親以外の世帯の方」の支給要件

令和3年4月分の児童手当の支給を受けておらず、平成15年4月2日から平成18年4月1日のまでの間に出生した児童を養育している方

かつ

令和3年度住民税(均等割)が非課税、または新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和3年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となった方